

ながのデジタルワークプレイス更新検討支援業務委託
要求仕様書（案）

長野県 企画振興部

DX推進課デジタルインフラ整備室

1 目的

令和2年（2020年）当時、日本の高齢者人口は2040年頃にピークを迎える一方、生産年齢人口は、2015年には7,728万人となり、2040年には6,000万人を割り込む見込みであった。

本県も人口減少により、県職員の減少が見込まれる中、県民からの多様な行政ニーズに対応していく必要があり、また既存業務プロセス見直しの未実施や総務省が示す「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」（以下、「三層分離」という。）におけるLGWAN接続系ネットワークとインターネット接続系の分離環境によるユーザビリティの低下等といった課題を抱えていた。それらの課題を解決し、県職員の業務を企画立案等のクリエイティブな業務にシフトする環境整備として、令和4年（2022年）7月に次世代業務環境への更新を行った。

そのようにして始まった次世代業務環境「ながのデジタルワークプレイス」は、令和9年（2027年）6月に運用保守契約が終了する。運用開始には更新前年度である令和8年（2026年）度に環境構築等を行う必要がある。本業務は、その令和8年度のながのデジタルワークプレイス調達に向けて、現状業務環境を評価し、環境更新に係る概略設計の支援を委託するものである。

2 業務名

ながのデジタルワークプレイス更新検討支援業務

3 履行期間

契約日から令和7年（2025年）9月30日まで

なお、5 成果物については、それぞれ指定する期日までに提出すること。

4 業務内容

(1) 現状業務環境の分析

既存業務環境を調査し、職員の評価、導入時の目標達成状況や課題の抽出分析を行うこと。

(2) 先進自治体及び民間企業の調査

三層分離を行っている自治体でクラウドサービス等を活用しやすい環境にしている自治体及びクラウドサービス等を活用している民間企業のデジタルインフラ構成及びコミュニケーション手法並びにセキュリティ対策について調査を行い、本業務の参考とすること。

(3) 既存業務環境の改善方法の検討

4（1）の業務について、ICTを活用した改善手法を検討し、今回の更新でどのように反映するかを成果物に記載すること。

(4) 次期デジタルインフラの設計

ア 4（3）の改善方法の検討結果を踏まえたデジタルインフラを構築するための設計（企画、要件定義、論理構成等）を行うこと。

イ 設計範囲は庁内イントラネットワークの構成及び要件と想定している。

(5) 次期デジタルインフラの概算費用積算

4（3）の環境実現に要する概算費用を算出すること。なお、コスト算出に当たっては本県の予算規模、構築期間、運用等を総合的に勘案するとともにコスト削減が図られる工夫をすること。

(6) 次期デジタルインフラ調達仕様書作成支援

4（3）の環境構築に必要な調達仕様書の作成支援を行うこと。

(7) その他

ア プロジェクト管理

本業務の遂行に当たり、適切なスケジュール管理、課題管理及び情報管理等を実施すること。

イ 定例ミーティング

月 1 回程度の頻度で進捗や課題等を確認するミーティングを発注者及び受注者で行うこと。

なお、ミーティングは Web 会議での開催も可とする。

ウ 関係資料の収集及び作成等

本業務の遂行に当たり、必要に応じて県関係部署及び利害関係者に説明又は説得するための資料を作成すること。

5 成果品

本業務の成果物は以下を想定している。受託者は以下の成果物を作成し、発注者の検収を受けること。また、提案内容に応じて次のとおり対応すること。

(1) 業務実施体制図

本業務のプロジェクトリーダー及びプロジェクトメンバーの役割等を明記したものとし、契約締結後 2 週間以内に発注者に提出すること。

(2) プロジェクト計画書

プロジェクトの範囲、作業構成、スケジュール等といった、プロジェクト全体の実施計画を示したものとし、契約締結後 2 週間以内に発注者に提出すること。

(3) 既存業務分析結果及び改善概要書類

(4) 次期デジタルインフラの概略設計書

(5) 次期デジタルインフラ導入ロードマップ

(6) 次期デジタルインフラ構築概算費用

(7) 次期デジタルインフラ調達仕様書作成要件資料

(8) 納品方法

5 (1) ～ (7) に記載の成果物は紙媒体 1 部、電子データ 1 部を発注者に納品すること。

6 費用の上限額

20,306,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

なお、費用について本業務の遂行に係る一切の費用を含めること。

7 その他

(1) 本業務の受注等に当たって知り得た情報及び発注者から提供した資料等については、情報漏洩を防止するための適切な措置を講ずること。これらの情報及び資料等を発注者の承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者へ提供若しくは利用させてはならない。

(2) 本業務の遂行に当たり、再委託が必要となる場合は受託者に許可を得ること。ただし、本業務の基本部分については再委託を禁止する。

(3) 本仕様に定めのない事項については、発注者と受注者の双方で協議し決定する。なお、打合せ等の協議事項については、受注者が記録簿等を作成し、双方確認の上、発注者に提出することとする。

(4) 現行デジタルインフラに関する資料については、契約後に必要に応じて受託者のみ閲覧を許可

することとする。